

宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

プロポーザル実施要項

宇土市上下水道課

宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

この実施要項は、宇土市公共下水道事業に係る下水道施設等及び漁業集落排水施設等における運転管理業務委託についてのプロポーザル実施要項である。

2 業務名及び対象施設

(1) 業務名：宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

(2) 対象施設

対象施設は、次に示すとおりである。各施設の概要は、委託設計書、仕様書及び特記仕様書に示す。

- ① 公共下水道施設（宇土終末処理場、マンホールポンプ場）
- ② 築籠雨水ポンプ場
- ③ 漁業集落排水施設（戸口浄化センター、マンホールポンプ場）

3 委託業務内容

委託業務内容は、委託設計書、標準仕様書、特記仕様書、要求水準書に示すとおりである。

4 業務時間

(1) 1日24時間通年を対象とする。

(2) 災害・事故等緊急事態発生時(有害物質の流入等)は、市職員の指示により事態の收拾にあたること。また緊急事態時は、発生から2時間以内に対応が可能な体制を整えること。

5 従事者の構成及び資格

従事者の構成及び資格については、仕様書に示すとおりである。

6 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、既供用の施設であるため、諸設備等の運転操作方法を理解し、既受託者からの業務引継ぎを容易とするため、事前に自ら研修等を行うものとする。

7 提案上限額（消費税及び地方消費税を除く。）

令和8年度 金155,330,000円

令和9年度 金155,330,000円

2年間合計 金310,660,000円

8 最低制限価格及び最低制限評価点数 有

9 選定方式

- (1)公募型プロポーザル方式により選定するものとする。
- (2)宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱による。
- (3)公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、一般家庭や事業所から出る汚水を処理し、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に必要な宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等の総合的な維持管理及び運転業務を委託するものであることから、本業務を行う者には、事業全体にたいする豊富な知識、経験及び優れた業務遂行能力が求められる。

よって、入札方式のような金額による選定ではなく、本業務に対する的確な提案等が可能であり、実行力を有する事業者を公募し、評価することにより最も適した業者選定が可能となる本方式を採用する。

10 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合によりスケジュールが変更となる場合がある。

項 目	日 程
公募開始及び参加申込受付開始 (宇土市ホームページ公表)	令和7年8月28日(木)
質問の受付期間	令和7年8月28日(木)～ 令和7年9月11日(木) 午後4時まで
質疑回答期限	令和7年9月18日(木)
参加申込締切	令和7年9月25日(木) 午後4時まで
参加資格確認通知	令和7年10月2日(木)
技術提案書の提出期限	令和7年10月10日(金) 午後4時まで
本審査(プレゼンテーション)	令和7年10月28日(火)
審査結果の通知・公表	令和7年11月上旬予定

11 応募資格

次の(1)～(9)に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (1)申請日現在、宇土市競争入札参加資格者名簿(委託業務)に登載されている業者であること。ただし、宇土市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年訓令第6号)の規定による指名停止措置を受けている期間でないこと。

- (2)九州管内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所（支店等）を有すること。
- (3)宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4)手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立ての事実がない者。
- (7)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (8)九州管内において、過去10年以内に汚水処理能力が10,000m³/日以上標準活性汚泥法の終末処理場を有する公共下水道、流域下水道において、元請として水処理、汚泥処理、場外施設等の運転管理等、総合的な維持管理業務を受託した実績が2年以上あること。
- (9)下水道処理施設維持管理者登録規定(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)による登録業者であること。

1.2 担当部課及び参加申出書提出の期限、場所及び方法

提出期限：令和7年9月25日（木）午後4時まで

提出場所：宇土市役所 上下水道事業建設部 上下水道課 管理建設係

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地

TEL 0964-22-6636 FAX 0964-22-6650

E-mail suidou02@city.uto.lg.jp

提出方法：様式第1号により、11応募資格の(8)(9)のわかる資料を添付し、上記提出場所に持参すること。（郵送では受け付けません。）

1.3 提案者の決定及び通知

参加資格確認通知書（様式第3号）により、令和7年10月2日（木）までに全員に通知する。資格が認められた者は指定期日までに技術提案書を提出すること。

1.4 質問及び回答

(1)質問は原則として文書によるものとする。この要項及び技術提案書の作成に関し疑義がある場合には、質問書(別紙1)により電子メールにて問い合わせること。(送信後、確認の連絡を必ずすること。) 電話・FAXでの問い合わせには応じない。

なお、質問書及びその回答は全て宇土市ホームページにて公開される。

- (2)質問受付担当課：12の担当部課及び参加申出書の提出先と同じ。
- (3)質問の受付期限：令和7年9月11日（木）午後4時まで
- (4)質問に対する回答は、令和7年9月18日(木)までに質問要旨及び回答を宇土市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書等の追加または修正するものとして取り扱う。

1.5 技術提案書の作成要領

(1)技術提案に関する条件

① 委託料の支払い

市が委託期間を通じて支払う委託料は、受託者の受託額の取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、事前研修等業務実施準備に係る費用については受託者の負担とする。

② 土地及び施設の利用

受託者は、業務期間中、当該事業用地及び施設を無償で 사용할 ことができるが、通常の使用に伴うもの以外の汚損・損失は受託者の負担とする。また、善良な管理者として、施設全体の高熱水費、通信費等の節減に努めるものとする。ただし、受託者による事務室等への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については受託者の負担とする。

③ リスク管理及び分担

施設管理者としての責任は市にあるが、この実施要項に示す業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。この業務に係るリスクの分担については、仕様書のリスク分担表によるものとする。ただし、リスク分担表に記載していないものについては、双方協議により定めるものとする。

④ 保険の加入

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険等に加入すること。

⑤ 業務の再委託

業務の一括の再委託等は禁止する。ただし、業務の一部について、市が再委託に承認を与えるものについてはその限りでない。

(2) 提案内容

技術提案書は、次の事項に関する提案等を記載すること。

- ① 会社の概要
- ② 施設管理から発生する損害補償について
- ③ 九州管内・県内の業務実績
- ④ 各種資格所有者数
- ⑤ 本業務における実施方針及び内容
- ⑥ 業務実施体制
- ⑦ 必要な資格事項（総括責任者の要件を満たす資料等）

- ⑧ 会社独自のアピール等
- ⑨ 施設見学用のアイデア等
- ⑩ 履行確認に関する考え方
- ⑪ 将来のコスト縮減方法
- ⑫ 見積書(仕様書等に記載されている内容をふまえ、設計書に沿うよう見積書を作成し提出すること。また、見積書には年度ごとの内訳も記載すること。なお、提案後において、提案者側の過失、または錯誤による見積書の増額等については、原則応じない。) ※2年間の合計額で消費税及び地方消費税相当額を除く

(3) 書式

技術提案書は、別紙「技術提案書様式」により日本工業規格『A4版』縦置き横書き左綴じ(図表等に『A3版』を使用する場合、折り綴じること・・・A4版)

枚数制限は設けませんが、簡潔明瞭に記載すること。また必要に応じて資料を添付すること。

(4) 技術提案書提出に関する留意事項

① 費用負担

技術提案書の作成にかかる費用は、全て提出者の負担とする。

② 著作権

提出者からこの要項等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、市は本業務の範囲内で必要と認める場合にはこれらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類等は、宇土市情報公開条例に基づき、公開されることがある。

③ 提出書類の取扱い

提出済みの提案書は、原則として変更できない。また、返却しない。

④ 提示資料等の取扱い

完成図書等、提案書作成のため必要な技術的資料は、市(担当窓口)との協議の上、閲覧することができる。提示する資料等については、提案書作成にかかる検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 同一事項に対し、2とおり以上の提案があった場合

イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ) 著しく信義に反する行為があった場合

エ) 参加資格確認結果通知書発効後に参加申出書に虚偽があった場合

1.6 技術提案書の提出方法及び提出先

(1) 技術提案書には、様式第2号の提出意思確認書を1部添付し提出すること。また、提案書を提出しない場合も同確認書を1部提出すること。ただし、技術提案書を提出しない場合は、辞退として取り扱うものとする。

(2) 提出先 : 1.2の担当部課及び参加申出書の提出先と同じ

(3) 提出期限：令和7年10月10日（金）午後4時まで

(4) 提出部数：5部(A4版)

1.7 現地確認

対象施設の現地確認を希望する応募者は、現地確認申込書(別紙2)を上下水道事業建設部 上下水道課に提出すること。現地確認の日程については、市から後日通知する。

1.8 プレゼンテーション

評価委員に対する提案説明及び同評価委員から質疑応答のためのプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは技術提案書の受付順に実施する。

(1)開催日

令和7年10月28日（火）午後（予定） 予備日：10月29日（水）

(2)場所

提案者に別途通知する。（宇土市役所内庁舎内会議室での開催を予定する。）

(3)提案時間

1者につき40分程度（準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）とする。

(4)出席者

1者につき最大4名まで

(5)留意事項

- ①説明は、提出した技術提案書に基づいた説明を行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ②パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、マイク、ケーブル類等は本市で用意する。
- ③説明は提案者ごとに個別で行い、非公開とする。
- ④詳細の日時については別途提案者に通知する。

1.9 審査方法及び審査基準

(1)審査方法及び審査基準等は次のとおりとする。

- ①受託候補者選考にあたっては、宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、評定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ最優秀提案者を選定する。
- ②評価委員は、提案者の提案内容（技術提案書、提出書類の内容及びプレゼンテーション）について、評価基準に基づいて審査する。
- ③評価点は満点を175点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出する。
- ④③で算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。
- ⑤最低限評価点数は175点（満点）の65%とする。
- ⑥提案者が1者のみの場合でも、⑤に示す最低評価点数以上であれば受託者候補者として選定する。
- ⑦最終的な評価結果が同点となる業者が複数あった場合は、価格の低い者を選定する

また、価格が同額であった場合には、くじにて選定する。くじについての辞退はできないものとする。

(2) 評価の基準

- ①経営規模
- ②履行保証力
- ③契約不適合責任能力
- ④業務遂行力
- ⑤業務の理解度
- ⑥本業務に対する取組姿勢
- ⑦管理（総括）責任者の業務執行技術力
- ⑧地域精通・貢献度
- ⑨提案内容の的確性
- ⑩内部情報伝達
- ⑪説得性
- ⑫協調性
- ⑬資料調達力
- ⑭危機管理安全対策
- ⑮コスト等
- ⑯その他

(3) 審査結果

- ①審査の結果は、決定後に結果通知書(様式6・7号)により個別に通知する。
- ②審査結果に対する異議申し立ては認めない。

20 委託契約の締結

提案書の評価点により、最高点の第1位提案者に交渉権を与え、見積金額及び仕様書について確認を行い、双方合意した時点で委託契約を締結する。不調となった場合は、第2位の提案者(以降同様)と交渉を行う。

21 その他

- (1) 施設の運転管理等にあたる従事者(社員)の雇用については、適正な賃金体系のもと可能な限り地元雇用に努めるとともに、現在の受託業者の従事者で当該施設に勤務する従事者のうち、希望する者の継続雇用等について配慮すること。
- (2) 提案書の提出後に辞退する場合は、令和7年10月16日(木)午後4時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

様式第1号（第6条、第8条関係）

年 月 日

宇土市長 元松 茂樹 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

公募型プロポーザル参加申出書

下記の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書の提出を希望しますので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第8条の規定により、必要書類を添えて参加を申し出ます。

なお、応募資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

添付資料

1 1 応募資格の（8）（9）がわかる資料

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

宇土市長 元松 茂樹

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付け公募型プロポーザル参加申出書により申出のありました下記の業務に係る参加資格について、下記のとおり確認しましたので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第10条第1項の規定により、通知します。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

結果：提案資格を認めます。

結果：提案資格を認めません。

理由：

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

宇土市長 元松 茂樹

プロポーザル参加要請書

下記の業務について、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第12条第1項の規定により、提案書を提出してください。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

提出書類

提案書（提出期限： 年 月 日）

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

宇土市長 元松 茂樹

参加資格無効通知書

下記の業務について、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第13条第1項の規定により、参加資格が無効となりましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

理由

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

宇土市長 元松 茂樹

結果通知書

下記の業務について、受託者として特定されましたので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第14条第2項の規定により、通知します。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

宇土市長 元松 茂樹

結果通知書

下記の業務について、受託者として特定されませんでしたので、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱第14条第2項の規定により、通知します。

記

業務名 宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

理由

質 問 書

会社名

業務名：宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

質問内容

回答欄

別紙 2

現地確認申込書

業務名：宇土終末処理場等及び戸口浄化センター等運転管理業務委託

現地確認を申し込みます。

令和 年 月 日

会社名
代表者名
電話番号
担当者名